(参考)使用用免除団体登録証明書 使用料免除団体として登録する各団 体等に登録証明書を交付します。

様式第3号(第5条、第6条関係)

(表)

## 令和2年度 公共施設使用料免除団体登録証明書

団 体 名 ●●スポーツ少年団

代表者名 ●● ●●

登録番号 01-001

上記の団体は、三豊市公共施設の使用料の免除に関する規則第5条の規定に よる公共施設使用料の免除団体であることを証明します。

有効期間 令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月 31日

令和2年 4月 1日

三豊市長

印

証明書の有効期間は最長1年間です。 証明書は毎年更新となります。

(裏)

## 注意事項

- 1 この証明書は、三豊市公共施設の使用料の免除に関する規則別表第1に 掲げる公共施設について使用料の免除を受ける際に必要な証明書になりま すので、大切に保管してください。
- 2 <u>公共施設の利用の許可、承認等の申請の際に、この証明書を提示してく</u>ださい。証明書の提示がなければ使用料の免除はできません。
- 3 免除団体に登録された団体であっても、別表第2の免除基準に該当しない利用の場合は、使用料は免除できません。
- 4 別表第2の免除基準に該当しない団体となったとき、虚偽の申請又は免除団体として不適当と認められる行為があったときは、登録を取り消します。

施設の利用申請時には、登録証明 書の提示が必要です。